

第4章 本計画の基本的な考え方

4-1 基本理念

第6次豊川市総合計画では、まちの未来像を「光・緑・人 輝くとよかわ」と掲げており、恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進むという想いが込められています。このように、まちの未来像にとって、緑は欠かせない要素となっています。

市内には、北部に連なる山地、三河湾、農地など、まちを取り囲む豊かな自然と市街地を流れる河川、豊川稻荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡、御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑があります。これらの緑は、快適で“うるおい”のある生活環境の形成をはじめ、私たちの生活に様々な恩恵をもたらすものであり、今日まで大切に守り継がれてきました。

また、市内には、東三河ふるさと公園、赤塚山公園などの大規模な公園や街区公園をはじめとした身近な公園など、様々な種類の公園・緑地が存在します。市民意識調査では、公園に対する満足度は上昇傾向にあります。また、新型コロナウイルスの影響下において、公園は市民のレクリエーションや交流、健康づくりのニーズの受け皿となり、その価値が再評価されています。

人口減少・少子高齢化が進行する中でも、住みよいまちづくりを推進するためには、多様な主体と連携し、これまで守り継がれてきた豊かな自然と歴史の緑を将来に継承するとともに、公園・緑地などの緑を活用した地域の交流の促進や“にぎわい”の創出により地域コミュニティを維持・活性化していくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

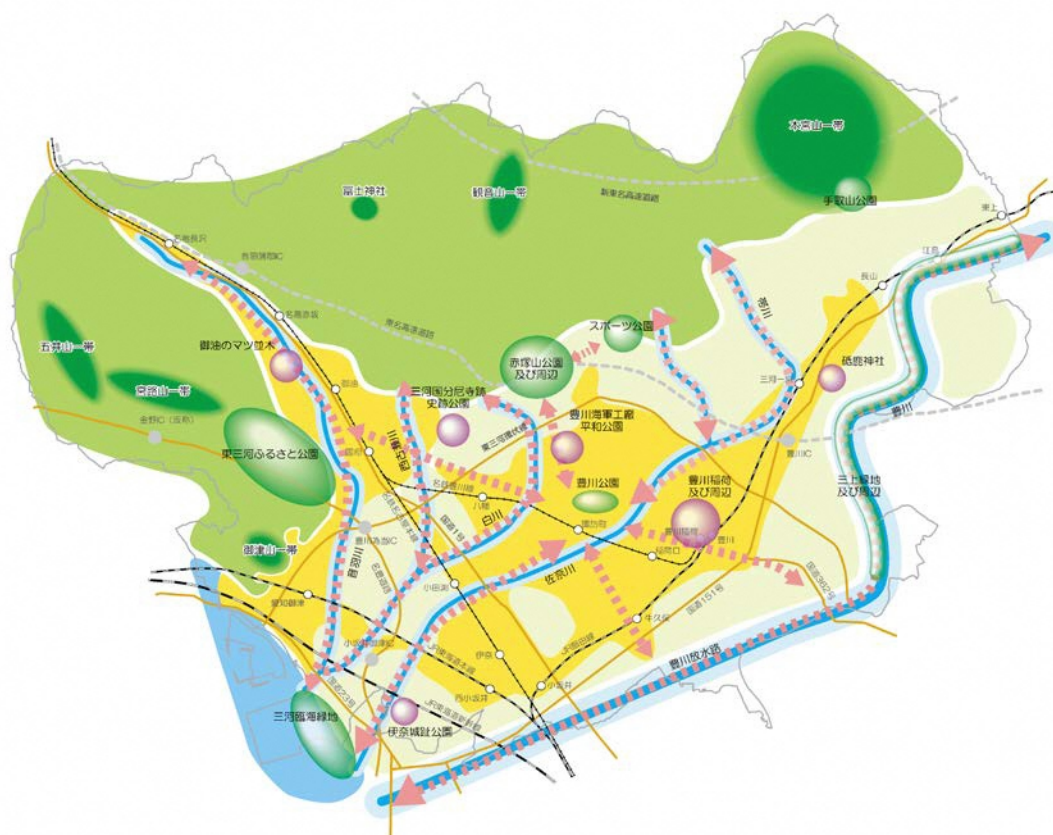
『うるおい』と『にぎわい』にあふれる 緑のまち とよかわ

“うるおい”とは緑から享受する豊かな恵みに満ちている様子を、“にぎわい”とは人々が集うことで活気にあふれ、人と人とのつながりで活力に満ちたコミュニティの様子を表現しています。

4-2 緑の将来像

基本理念のもと、緑の将来像を以下のとおり設定します。

本市の骨格を形成するまとまりのある緑を「山の緑」「川の緑」「海の緑」「農地の緑」、本市の自然風景、歴史・文化、レクリエーションの拠点を「自然の緑の拠点」「歴史の緑の拠点」「公園緑地拠点」と位置づけます。骨格的な緑と緑の拠点を結ぶ、道路や河川を「水と緑のネットワーク軸」とし、ネットワークの充実を図ることで、緑が持つ様々な機能が効果的に発揮され、緑豊かなまちづくりを目指します。



凡例	区分	内容
	山の緑	市北部・北西部に連なる山地
	川の緑	豊川、豊川放水路、佐奈川、音羽川などの市内を流れる河川及び河川沿いの緑
	海の緑	市南西部の臨海部の緑
	農地の緑	市街地周辺の農地の緑
	自然の緑の拠点	優れた美しい自然風景が残る本宮山、観音山、宮路山、御津山の緑（自然公園区域）
	歴史の緑の拠点	豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡史跡公園、豊川海軍工廠平和公園や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点
	公園緑地拠点	レクリエーションや防災など多様な機能の拠点となる大規模な公園緑地拠点（赤塚山公園・東三河ふるさと公園・三河臨海緑地・豊川公園・スポーツ公園・三上緑地）
	水と緑のネットワーク軸	大小さまざまな緑の拠点をつなぐ、豊川・佐奈川・音羽川などの河川と街路樹が整備された豊橋豊川線・姫街道などの道路
	緑豊かな市街地	豊かな緑により良好な生活環境が形成された市街地

図 緑の将来像図

4-3 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、前章で「守る」、「創る」、「育てる」、「活かす」の4つの視点で整理した課題に対応するための基本方針を、課題と同様の4つの視点に基づいて定めます。

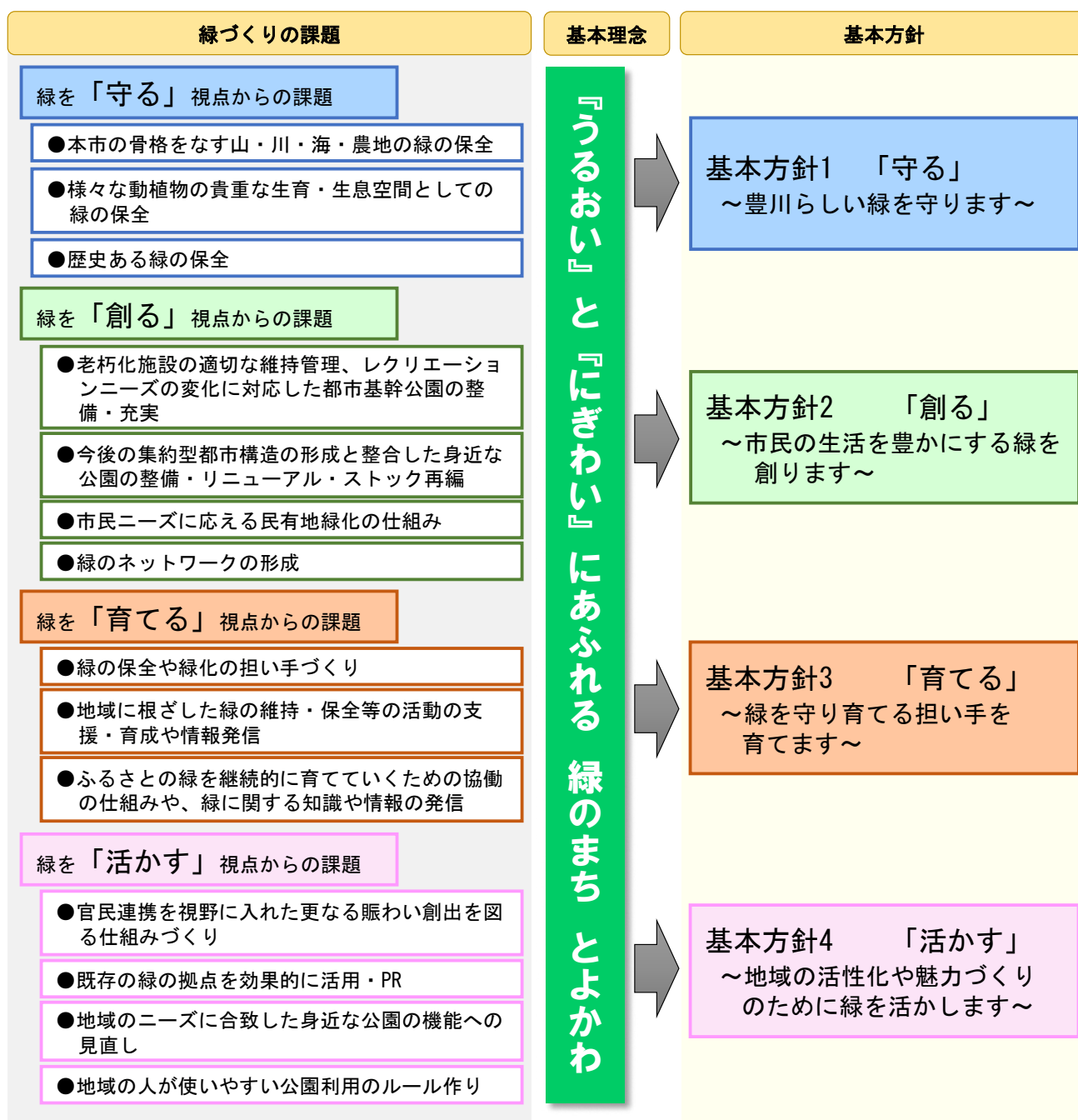


図 緑の課題に対応するための4つの基本方針

基本方針１ 「守る」～豊川らしい緑を守ります～

豊かな自然以外にも、市内には、豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑が分布しています。

これらの今日まで守り継がれてきた本市の特徴的な緑を、次世代へ良好な状況で継承するために、適切な保全措置と維持管理により質を維持・向上させ、守ります。

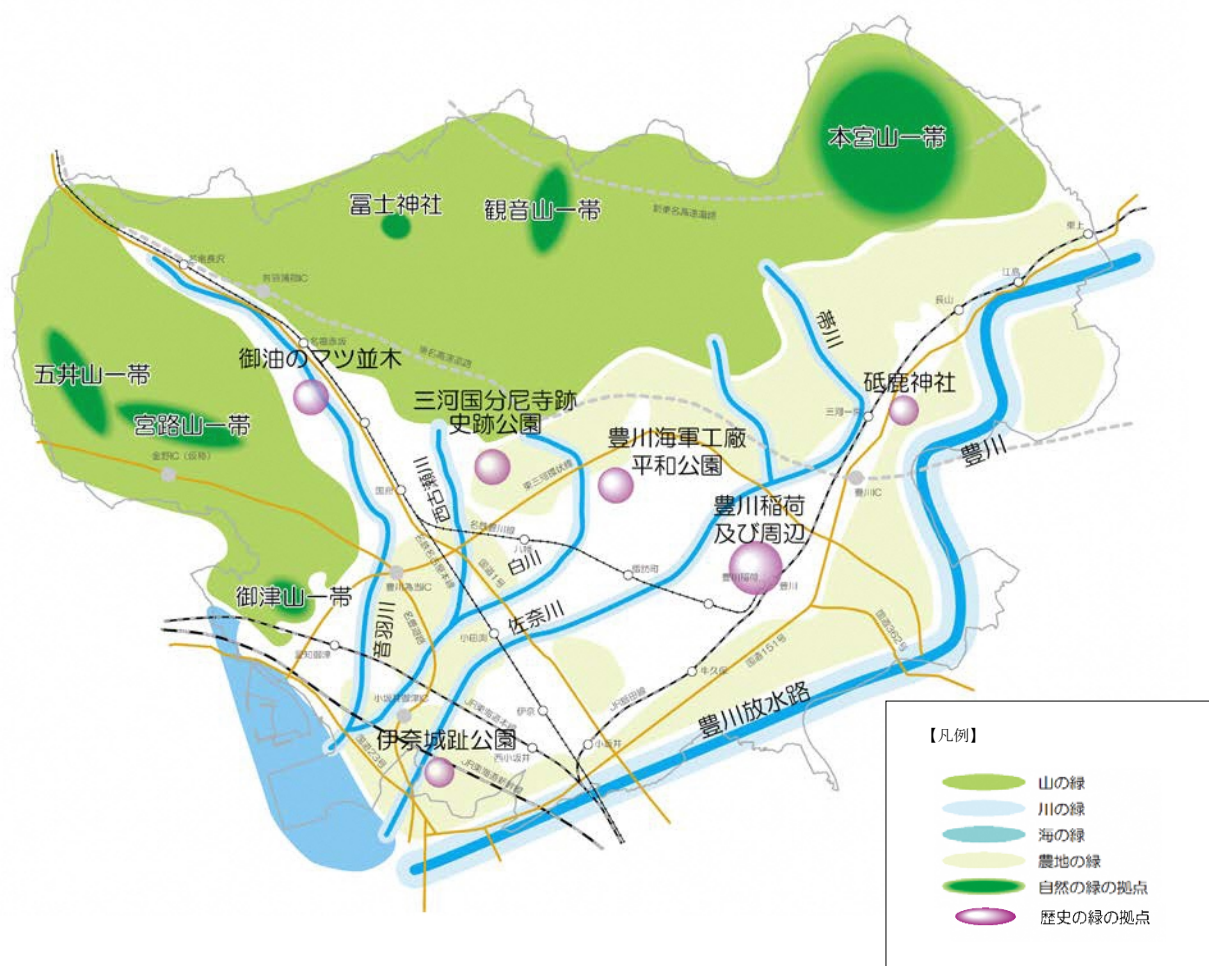


図 守る緑の方針図

「守る」の目標1**市域面積に対する緑の割合**

都市公園、公共施設緑地などの施設として担保される緑（施設緑地）と、農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林、自然公園区域、河川区域、地区計画による緑地など法や条例により担保される緑（地域制緑地）を対象とし、市域全体で緑が適切に保全されているかを評価します。目標は、現状維持とします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市域面積に対する緑の割合	58.6%	概ね59% (現状維持)

「守る」の目標2**緑・自然の豊かさの市民満足度**

市民が緑・自然の豊かさに満足しているかを評価します。緑の質の維持・向上により市民の緑・自然の豊かさの満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
緑・自然の豊かさの 市民満足度	79.9%	82.0%以上

※市民満足度は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画2020】

基本方針 2 「創る」～市民の生活を豊かにする緑を創ります～

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の老朽化・倒木の危険性の増大、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在するなどの課題もあります。また、市民アンケートでは、公園・広場に充実させたい点として、避難場所としての機能が最も重要視されるなど、公園緑地の防災機能のニーズが高まっています。

これらの背景を踏まえ、地域のレクリエーションや防災機能を担う広域的な緑の拠点、日常利用や一時的な避難地などの役割を担う身近な緑の拠点を創ります。さらに、緑が持つ多様な機能を効果的な発揮や生物多様性の確保に資する水と緑のネットワークを形成するとともに、グリーンインフラの概念を積極的に取り入れた取組を推進し、緑豊かな都市を創ります。



「創る」の目標1**市民1人あたり都市公園面積**

予定されている都市公園の整備が計画的に行われているかを評価します。市民1人あたりの都市公園面積の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市民1人あたりの都市公園面積	12.8㎡/人	13.4㎡/人

「創る」の目標2**身近に公園がある地域の割合**

計画的な公園の配置と整備が行われているかを、身近に公園がある地域の割合から評価します。立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に公園がある区域の割合の増加を目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
身近に公園がある地域の割合 (居住誘導区域)	77.6%	79.5%

※本目標の公園とは、都市公園の他、ちびっこ広場・児童遊園など公園として機能する公共施設緑地です。

コラム ～ バリアフリーとユニバーサルデザイン ～

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去というソフト的な意味でも用いられます。

一方、ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

バリアフリーが高齢者や障害者に配慮した考えであるのに対して、ユニバーサルデザインは全ての人を対象としているのが大きく異なる点です。

基本方針3 「育てる」～緑を守り育てる担い手を育てます～

第6次豊川市総合計画において、市民協働をまちづくりの基本方針の1つに位置づけており、あらゆる行政分野において市民協働のまちづくりを総合的に進めていくと定めています。

本市では、これまで、アダプトプログラムをはじめ、市民や事業者の参加による様々な活動を進めてきました。これらの活動を通じて、参加者はまちへの愛着を深めています。アダプトプログラムの登録団体数については、平成22年度（2010年度）の61団体から大幅に活動団体が増え、現在では155団体（平成31年（2019年）9月時点）が参加しています。その一方で、高齢化等により活動の継続が困難になり、活動を取り止める事例も発生しています。

人口減少・少子高齢化が進行していく中、効果的・効率的に緑を守り育てていくためには、市民協働の裾野を広げていくことが重要です。

これらの背景を踏まえ、緑を守り育てる次の世代の担い手を育てるとともに、多様な主体の参画のための仕組みをつくります。

「育てる」の目標1 アダプトプログラム登録団体数

市民協働の取組の拡大をアダプトプログラム登録団体数の増加により評価します。アダプトプログラムの登録団体数の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
アダプトプログラム 登録団体数	155団体	210団体

※：目標値は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画2020】

「育てる」の目標2 市民と行政が協働で管理する都市公園の割合

都市公園の管理における市民参加の状況を評価します。

本市では、多くの都市公園において市民参加による管理（除草・清掃・剪定等）が行われています。しかし、高齢化等を背景に現在の管理体制が難しくなっています。地元と行政の連携を密にし、現在の管理体制を維持できるような仕組みを検討していきます。目標値は以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
市民と行政が協働で管理する 公園緑地の割合	80.0%	概ね80.0% （現状維持）

「育てる」の目標3

ワークショップを行って整備する公園緑地の数

公園整備における市民参加の状況を評価します。

地域住民のニーズを事業の早い段階で取り入れるために、設計段階において住民ワークショップを実施します。また、ワークショップを通じ、長期にわたり地域住民の方々に愛着を持っていただくとともに、管理についても積極的に参加していただくことを目的としています。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
ワークショップを行って 整備する公園緑地の数	10箇所	新規9箇所

コラム ～ インクルーシブな遊具 ～

インクルーシブ（inclusive）とは、英語で「包摂的」という意味です。

インクルーシブな遊具とは、従来の遊具ではハンディキャップや年齢・国籍・性別など何らかの要因で十分に満足して遊べなかった子どもも含め「誰も」が遊びやすいことを目指した遊具です。

2020年3月に、日本初のインクルーシブな遊び場が東京都立砧（きぬた）公園内に誕生しました。

本市では、今後、豊川公園の再整備に合わせ、こども広場にインクルーシブな遊具を整備予定です。



図 豊川公園・こども広場周辺の整備イメージ

基本方針4 「活かす」～地域の活性化や魅力づくりのために緑を活かします～

本市では、これまで都市公園をはじめとした施設緑地の整備により、緑の量的な拡大を図ってきました。その一方で、都市公園の老朽化も進行しています。本市を代表する赤塚山公園が令和5年（2023年）に開設30年を迎えるとともに、住区基幹公園の約6割が開設から30年以上経過している状況です。

赤塚山公園では開園30周年に向けて、ニーズの変化への対応や地域活性化のためのレクリエーション機能の強化を目的に再整備事業を推進しています。

街区公園などの身近な公園については、画一的な整備による機能の重複や周辺環境の変化、ニーズの変化等により、公園としての魅力が低下し、あまり利用されていないことが考えられます。また、公園における一律的なルール（ボール遊び禁止など）も活発な利用を妨げる要因と考えられます。

地域の活性化や魅力づくりのために、老朽化した公園の再整備や機能の再編、立地の再編による機能の強化、地域と協力したルールづくりなどにより、今ある緑を活かしていきます。

「活かす」の目標1

公園の利用頻度

市民ニーズに合った公園整備が行われているのかを公園の利用頻度から評価します。「活かす」の施策により、公園の利用頻度の増加を目指し、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
公園の利用頻度	年に数回程度以上 70.4%	年に数回程度以上 80.0%

「活かす」の目標2

公園の状況の市民満足度

市民が公園の状況に満足しているかを評価します。「活かす」の施策により市民の公園の状況の満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
公園の状況の市民満足度	58.1%	65.0%以上

※市民満足度は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画2020】

4-4 都市公園等の整備及び管理に関する方針

本市の都市公園の整備状況は、県営東三河ふるさと公園を含めると、市民1人あたりの都市公園面積が「豊川市都市公園条例」（昭和39年豊川市条例第28号）に規定する標準面積（10㎡/人）や県内の平均値を上回っていますが、含めない場合は6.03㎡/人と標準面積を大幅に下回ります。また、市街化区域内の市民1人あたりの都市公園面積は4.20㎡/人と、「豊川市都市公園条例」規定する市街化区域の標準面積（5㎡/人）を下回っています。立地適正化計画で定める居住誘導区域内においても身近に公園がない地域もあります。

整備済の都市公園は、半数以上が設置後30年以上経過する状況にあり、安全・安心な都市公園づくりのため、老朽化対策やバリアフリー対策を推進していく必要があります。

（1）整備に関する方針

整備に関する方針を以下に示します。

- 市街化区域では、都市公園の整備と緑化重点地区における市民緑地の整備により、長期的な目標として、市民1人あたりの都市公園面積5㎡/人以上の確保を目指します。
- 都市公園の新規整備は、居住誘導区域を優先して進め、身近に公園がある地域の拡充を目指します。整備にあたっては、確保できる用地の面積、既設公園の誘致圏との重複、地域住民のニーズの高まりなどを総合的に検証して、新たな公園整備の必要性を判断します。
- 既存都市公園ストックの有効活用に重点を置き、利用者ニーズの変化や高齢化などの社会的背景を踏まえ、地域住民と連携し、都市公園の再整備・機能再編・バリアフリー化に取り組めます。事業にあたっては、今後、都市公園の老朽化状況等をもとに、事業エリアを検討していきます。
- 赤塚山公園をはじめとした主要な都市公園においては、公募設置管理制度（Park-PFI）や設置管理許可制度等の民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上や賑わい創出を図ります。
- 市街化調整区域においては、緑が豊富であることなどを踏まえ、スポーツ公園等の都市計画決定済の都市公園を除き、新規の都市公園等の整備については、慎重に判断します。
- 「豊川市公共施設等総合管理計画」や一定のエリア内での公園施設の機能の重複状況を踏まえ、児童遊園・ちびっ子広場のストックの適正化を検討していきます。

(2) 管理に関する方針

管理に関する方針を以下に示します

- 「豊川市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の点検・改修・更新を実施し、公園の維持管理に要するトータルコストの削減を図ります。
- 指定管理者制度を導入している施設では、引き続き指定管理者による管理を行い、管理の効率化及びサービス水準の向上を図ります。
- 市民・事業者等と連携した、清掃・草刈などの日常管理を継続して実施します。
- 地域（地域住民・事業者・NPO法人等）が主体となって、都市公園の管理・運営を行うパークマネジメント手法の導入を検討していきます。

コラム ～ 公募設置管理制度（Park-PFI） ～

人口増加、経済成長の社会情勢下では、都市公園の量的拡大を図ってきましたが、公園施設の老朽化の進行に伴い、維持管理に要する費用が増大しています。そのため、厳しい財政状況の中、地方公共団体のみで、公園の整備や公園施設の更新を行うことが難しい状況となっています。そのような状況下で、利用者のニーズの多様化に対応しつつ、都市公園の質や魅力向上を図るためには、民間活力の活用を推進していくことが必要です。

このような背景から、平成29年（2017年）に都市公園法が改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。また、本市では、赤塚山公園の再整備に向けて、民間活力導入事業を進めています。



図 Park-PFI を活用した
赤塚山公園の整備イメージ

公募設置管理制度とは…

- 都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法特例措置（※）がインセンティブとして、適用されます。

※設置管理許可期間の特例、建蔽率の特例、占用物件の特例

4-5 グリーンインフラの推進に関する方針

令和元年（2019年）9月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。従来の取組にもグリーンインフラに該当するものが多々あります。この取組は、持続可能な開発目標（SDGs）に示されている複数の地域課題の同時解決にアプローチする手法として有効です。

グリーンインフラの推進に関する方針を以下に示すとともに、グリーンインフラの活用を推進すべき場面と取組例を以下の表に示します。

- グリーンインフラ官民連携プラットフォームに参画するとともに、情報発信や地域住民・事業者との連携を通じて、グリーンインフラの取組を広く普及・促進します。
- 事業区域や計画目標、事業を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を策定します。

表 グリーンインフラの活用を推進すべき場面と取組例

グリーンインフラの活用を推進すべき場面（※）	取組例
(1) 気候変動への対応 既存インフラと相補的に活用することによる防災・減災対策	○公園緑地の整備
(2) 投資や人材を呼び込む都市空間の形成 気候変動に適応した安全・安心な経済活動基盤の構築、快適な移動空間の形成	○雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による治水対策
(3) 自然環境と調和したオフィス空間等の形成 官民連携による自然環境豊かなオフィス街の整備	○保水性舗装や植栽の蒸発散効果を活用したヒートアイランド対策
(4) 持続可能な国土利用・管理 自然環境の再生・活用、安全な土地利用の推進	
(5) 人口減少に伴う低未利用地の利活用と地方創生 段階的な農的な土地利用の推進や自然環境の回復による持続可能で魅力ある地域づくり	○街路空間や駅前広場等の公共公益施設の緑化 ○屋上緑化、壁面緑化、公開空地の整備
(6) 都市空間の快適な利活用 インフラの更新・改良、公的施設の再編や民間開発に合わせた水と緑のネットワーク形成	○山林、里地里山、農地の保全・管理
(7) 生態系ネットワークの形成 生物多様性の保全、生物の移動経路の確保、自然の働きの回復による豊かな自然環境の再現	○耕作放棄地の解消 ○市民緑地や市民農園の整備
(8) 豊かな生活空間の形成 現代の多様な価値観とライフスタイルに対応する空間の形成	○多自然川づくり

※出典：「グリーンインフラ推進戦略」（国土交通省、令和元年（2019年）7月）